

議 案 第 15 号

千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

本広域連合の組織団体である印西市、印旛郡印旛村及び同郡本埜村の廃置分合により、本広域連合を組織する地方公共団体の数が減少するとともに、本広域連合規約の一部を改正する必要があるため。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「56人」を「54人」に改める。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。